

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月12日（平成28年（行情）諮問第617号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第92号）

事件名：平成26年疑義照会受付簿において回答日の記載がない疑義照会に関する回答作成状況連絡のための電子メール等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月29日付け厚生労働省発年0629第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、「年金局に対して日本年金機構から出された疑義照会のうち、平成26年疑義照会受付簿記載の未決（取下げられず未回答の案件）5件（項番48, 50, 57, 61, 68）について、「年金局に対する疑義照会要領（平成26年4月1日年発0401第27号別紙）」の3の（1）の丸2の標準処理期間内に回答することが困難な場合に、その理由と回答予定時期を連絡すべきとされている当該電子メール、並びに同（2）の年金局における進捗管理により報告された最新の進捗状況（未回答である理由と回答予定時期）がわかる文書。」として開示請求したものであり、そのうちの電子メールにつき、不開示処分とされたものである。
- (2) 処分庁は、不開示理由を、当該電子メールを保有していないためとしている。処分前の担当者の口頭説明によれば、「年金局に対する疑義照会要領」は廃止されていないがそのために反して、電子メールによる連絡をしていないためであるとのことであった。
- (3) 審査請求人は、本件不開示処分と同時に、「年金局における進捗管理

により報告された最新の進捗状況（未回答である理由と回答予定時期）がわかる文書」として、「平成26年疑義照会受付簿」を開示する処分を受けた（平成28年6月29日付厚生労働省発年0629第2号）。

- (4) ところで、審査請求人の開示請求に係る未決の疑義照会は次の5件である（日付は受付日付である。）。即ち、48番：平成26年7月14日「寡婦年金及び死亡一時金の支給要件について」、50番：同年7月29日「旧地方公務員等共済組合法による遺族年金を受給している老齢基礎・厚生年金の受給権者が「年金受給選択申出書」の提出を拒否した場合における老齢厚生年金の支給停止処理の可否等について」、57番：同年8月13日「高齢任意加入被保険者の資格取得届における添付書類について」、61番：同年8月27日「第2号改定者が旧三共済年金受給権者である場合の離婚時の年金分割の取扱い」、68番：同年10月27日「行方不明となった後失踪宣告を受けず死亡した場合等の遺族年金における生計維持の認定について」、以上の5件である。
- (5) 「年金局に対する疑義照会要領」によれば、年金局の回答に要する標準処理期間は、最長でも5週間以内とされているところ、審査請求人の本件開示請求が受け付けられたのは平成28年5月31日であって、その時点現在で、48番受付から1年10月、68番受付からでも1年7月を経過しているにもかかわらず、未回答のままである。
- (6) 上記の口頭説明によれば、年金局における進捗管理は上記(3)により開示された受付簿のみであって他にはない。「年金局に対する疑義照会要領」の3の(2)では、年金局における進捗管理は、担当課室の回答担当者の職務遂行を、担当課室の回答管理者、事業企画課運営管理係、担当課室長、事業管理推進室長、事業企画課長が、把握、報告、指示することとしている。当然ながら、公的年金の実施主体であって、疑義照会を発し、その回答を待つて公的年金の事務を遂行しなければならない日本年金機構も進捗状況の報告がなくては、まともな事務遂行が出来ないことは明白である。上記(4)に記した5件の疑義照会案件については、上記(5)に記したとおり極めて長期間の「進捗管理」がなされているらしいのであって、その間、各管理者も日本年金機構の主管担当部署の長も人事異動していると考えられるから、到底当該受付簿のみの管理では適切な管理どころか、不十分な管理ですら不可能であると考えられる。
- (7) 仮に、上記(4)に記した5件の疑義照会案件の担当者が偶然にも「年金局に対する疑義照会要領」に反した不作為を為したとしても、上記(6)のとおり重層的に多くの管理者が管理しているのであるから、たまたま電子メールによる連絡をしなかったとは考えられない。「年金局に対する疑義照会要領」に違反した職員が処分されたとの説明も受け

ていない。

(8) これらの事情を考慮すると、年金局における進捗管理において、電子メールによる連絡がなされていないことは考えられない。何よりも、「年金局に対する疑義照会要領」が廃止されていないのであるから、電子メールが存在しないことはありえず、処分庁の主張、説明には理由がなく不当である。

(9) 上記のとおりであるから、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年5月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

- ・ 年金局に対して日本年金機構から出された疑義照会のうち、平成26年疑義照会受付簿記載の未決（取下げられず未回答の案件）5件（項番48, 50, 57, 61, 68）について、「年金局に対する疑義照会要領（平成26年4月1日年発0401第27号別紙）」の3の(1)の丸2の標準処理期間内に回答することが困難な場合に、その理由と回答予定時期を連絡すべきとされている当該電子メール

(2) これに対して、処分庁が平成28年6月29日付け厚生労働省発年0629第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月13日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

年金局が所管する国民年金法（昭和36年法律第141号）等の公的年金制度に関する諸法令及び通知等について、日本年金機構においてその取扱いに疑義が生じた場合には「年金局に対する疑義照会要領」（平成26年4月1日付け年発0401第27号別添）（以下「要領」という。）に基づき、日本年金機構本部（以下「機構本部」という。）から年金局に対して疑義照会することとされている。

当該疑義照会に対する年金局の回答作成について、要領では、回答に要する標準処理期間を設定しており、その期間内の回答が困難な場合には、当該疑義照会の年金局担当課室から年金局事業企画課及び機構本部に対し、期間内の回答が困難な理由及び回答予定時期を電子メールにて連絡することとされている。

本件対象文書は、請求者に別件開示決定により開示した「平成26年疑義照会受付簿」で回答日の記載がない5件の疑義照会に関し年金局担当課室が年金局事業企画課及び機構本部あて送信した回答作成状況連絡のための電子メールである。

原処分時又は諮問に当たり、本件対象文書の送信元である年金局担当課室及び送信先である年金局事業企画課の担当者のパソコン内に該当する電子メールが保存されていないか確認したが見当たらなかった。

また、本件対象文書を印刷した紙媒体が保存されていないか、諮問に当たり年金局担当課室及び年金局事業企画課内の書棚等を探索したが、これについても見当たらなかった。

なお、本件対象文書は、厚生労働省行政文書管理規則（平成23年4月1日付け厚生労働省訓第20号）（以下「文書管理規則」という。）12条に基づき、保存期間1年未満の行政文書と整理しており、また、要領においてはその保存期間に特段の定めはない。さらに、機構本部から年金局に対する疑義照会の進捗管理は、要領において「疑義照会受付簿」で行うこととされており、本件対象文書は、標準処理期間内の回答が困難な場合に、その状況を年金局から機構本部に対し連絡するために作成するものであって、これにより進捗管理を行うものではない。

以上のことから、本件対象文書を処分庁が保有していないことに不合理な点は認められず、原処分を維持することが妥当と考える。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、年金局に対する日本年金機構からの疑義照会について長期間の進捗管理を要する場合があることから、「疑義照会受付簿」のみでは管理が不可能であり、本件対象文書である電子メールが存在しないことはあり得ない旨主張している。

しかしながら、当該疑義照会の進捗管理については、受付日付、照会内容、省担当部署等を記載した「疑義照会受付簿」を作成し、これをもとに年金局担当課室の回答担当者が回答管理者へ進捗報告を行うことにより行っている。

したがって、本件対象文書がなければ当該疑義照会の進捗管理が不可能であり、本件対象文書が存在しないことはあり得ないとする請求者の主張は理由がなく、失当であると考えられる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月12日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年5月25日 審議
- ④ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、法9条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保存期間について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）、以下同じ。）において、本件対象文書の保存期間は、文書管理規則12条に基づき、1年未満であると説明する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書は、機構本部から年金局に対して行われた疑義照会について、要領において設定された標準期間内での回答が困難な場合に、当該疑義照会の年金局担当課室から年金局事業企画課及び機構本部に対して、標準処理期間内の回答が困難な理由及び回答予定時期を連絡した電子メールである。

(イ) 年金局担当課室の回答管理者は、本件対象文書を発信した後は、要領により定められた疑義照会受付簿を参照し、日常的に当該課室における対応状況の進捗管理を行い、本件対象文書を受信した年金局事業企画課の担当者は、回答予定時期が到来しているか否かに関わらず、毎月少なくとも1回、疑義照会受付簿で未回答の疑義照会案件を把握し、各担当課室に対し、進捗状況を確認するよう注意喚起を行うこととされていることから、本件対象文書は、年金局担当課室から標準処理期間内の回答が困難な理由及び回答予定時期を連絡し、年金局事業企画課においてその旨を確認した後は、組織的に用いるものとして保有しておくべき性格のものではない。

(ウ) 年金局においては、行政文書の保存期間を標準文書保存期間基準において定めているところ、本件対象文書については、保存期間が1年未満の行政文書として整理しており、このような文書については、職務上利用しなくなった時点や半年に一度といった区切りの時

点で適切に廃棄することとされていたことから、本件開示請求時には、既に廃棄されていたものである。

(2) 本件対象文書の探索について

ア 諮問庁は、理由説明書において、以下のとおり説明する。

原処分時又は諮問に当たり、本件対象文書の送信元である年金局担当課室及び送信先である年金局事業企画課の担当者のパソコン内に該当する電子メールが保存されていないか確認したが見当たらなかった。

また、本件対象文書を印刷した紙媒体が保存されていないか、諮問に当たり年金局担当課室及び年金局事業企画課内の書棚等を探索したが、これについても見当たらなかった。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の送受信が行われた情報処理システムのサーバ内の探索状況について説明を求めさせたところ、諮問庁は、諮問に当たり、当該サーバに保存されているデータについても探索を行ったが、該当する電子メールは保存されていなかったと説明する。

(3) 当審査会において文書管理規則及び標準文書保存期間基準の提示を受け本件対象文書の保存期間を確認したところ、保存期間は上記(1)の諮問庁の説明のとおりであり、職務上利用しなくなった時点や半年に一度といった区切りの時点で廃棄したとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

さらに、上記(2)の文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

年金局に対して日本年金機構から出された疑義照会のうち、平成26年疑義照会受付簿記載の未決（取下げられず未回答の案件）5件（項番48, 50, 57, 61, 68）について、「年金局に対する疑義照会要領（平成26年4月1日年発0401第27号別紙）」の3の（1）の丸2の標準処理期間内に回答することが困難な場合に、その理由と回答予定時期を連絡すべきとされている当該電子メール